

# Weekly Report

第261号

平成26年4月 28日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)

<http://www.szk-accounting.jp/>

## NISAに係る制度改正について

今年からNISA（少額投資非課税制度）がスタートしましたが、26年度税制改正により使い勝手が改善されます。

◆来年から1年毎に金融機関の変更が可能に

NISAは、専用口座内で年間100万円を上限に購入した上場株式や株式投信等による売買益や配当などが非課税となる制度です（非課税期間は5年）。

NISA口座を開設する場合、現行は勘定設定期間（①26年～29年、②30年～33年、③34年～35年）ごとに1つの金融機関に限られているため、最長4年間は他の金融機関に変更・開設できないことになっていますが、改正により1年毎に口座を開設する金融機関を変更することが可能になります。

また、NISA口座を廃止した場合についても、同一の勘定設定期間内に口座を再開設することができるようになります。

これらの改正は、27年から適用されます。

◆NISA口座で損失がある場合の留意点

NISA口座では、売買益や配当などが非課税となる一方で、損失が生じた場合はなかったものとき

れるため、特定口座などで保有する上場株式等の売買益や配当金等との損益通算や、繰越控除は適用できません。

また、5年間の非課税期間の終了後に、上場株式等を特定口座などの課税口座に移管した場合、その時点での時価が取得価額となります。例えば、100万円で購入し50万円に値下がりした株式を特定口座に移管した場合、取得価額は50万円となるため、移管後に株価が回復し100万円で売却すれば、50万円の利益が生じたことになり、課税されます。

## 消費税転嫁拒否等に関する大規模調査を開始

中小企業庁と公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等に関する大規模な書面調査を実施します。

この調査では、転嫁拒否行為について把握するため、全国の中小企業・小規模事業者等（売手側）に対して調査票が送付されます。また、大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側）の約4万事業者に対しては、回答義務を課した調査票が送付されます。

なお、経済産業省が実施した価格転嫁状況に関する調査によると、「全て転嫁できている」と回答した事業者は、事業者間取引で79.4%、消費者向け取引では72.1%となっており、「全く転嫁できていない」は、両取引ともに3.7%でした。

## 5月のチェックポイント

- \* 取引先とGW前後のスケジュールを調整・確認し、納品や集金等に支障がないよう注意します。
- \* 個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、貸金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。
- \* 固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容をチェックして納付期限を確認をします。
- \* 自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるので、買い換え・廃車を確認し納税に備えます。
- \* 労働保険年度更新の申告・納付期間は6月1日～7月10日なので準備を始めます。